日本農林規格の見直しについて

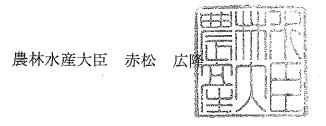
「ハンバーガーパティ」



2 1 消安第 7 9 1 5 号 平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日

農林物資規格調査会

会長代理 香西みどり 殿



ハンバーガーパティの日本農林規格の改正について (諮問)

ハンバーガーパティの日本農林規格(昭和52年10月8日農林省告示第1015号) の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法 律第175号)第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の 議決を求める。

ハンバーガーパティの日本農林規格の見直しについて (案)

平成 2 2 年 3 月 2 9 日 農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」(平成21年8月農林物資規格調査会決定)に基づき、ハンバーガーパティの日本農林規格(昭和52年10月8日農林省告示第1015号)について、標準規格の性格を有するものとして、実需者に良質な製品を提供する観点から所要の見直しを行う。

2 内容

ハンバーガーパティの日本農林規格について、現在の製造の実態等を踏まえ、

- (1)原材料として食肉を粗びきしたものに牛又は豚の脂肪層を加えたものについてもハンバーガーパティの定義に含め、JAS規格標準の格付を可能とする
- (2) ハンバーガーパティに使用できる食品添加物及び食品添加物以外の原材料 について、使用実態及び必要性を踏まえ追加する
- (3) 粗脂肪の測定方法について、脂肪の抽出時間を16時間から4時間に変更する

等の改正を行う。

ハンバーガーパティについて

1 規格の位置づけ

ハンバーガーパティは、ハンバーガーショップ等で実需者が使用しており、 一定の品質が期待されることから標準が必要である。ハンバーガーパティの日本農林規格は「標準規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

認定製造業者数:3

ハンバーガーパティの生産数量及び格付数量の推移

(単位:トン)

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
格付数量	上級	23, 799	23, 155	23, 857	22, 092	24, 527
	標準	4, 908	4, 480	3,821	12	0
	合計	28, 707	27, 634	27, 679	22, 104	24, 527
生産数量		32, 611	28, 555	28, 205	26, 541	28, 809
格付率		88.0%	96.8%	98.1%	83.3%	85.1%

(社) 日本ハンバーグ・ハンバーガー協会調べ

他法令での引用:特になし

3 将来の見通し 格付数量に大きな変動はないと思われる。

4 国際的な規格の動向 ハンバーガーパティの国際規格はない。

ハンバーガーパティの日本農林規格の改正概要

1 定義の改正

・ 牛及び豚の脂肪層を使用したものをハンバーガーパティの定義に含める。

第2条(定義)

用 語	改正案	現 行
ハンバーガー	牛肉、豚肉若しくは家きん肉(以	牛肉、豚肉若しくは家きん肉(以
パティ	下「食肉」と総称する。)を <u>粗び</u>	下「食肉」と総称する。) を <u>荒び</u>
	きしたもの又はこれに牛若しくは	<u>きしたもの</u> 又はこれに肉様の組織
	豚の脂肪層(その使用量が食肉の	を有する植物性たん白を加えたも
	使用量を超えないものに限る。)	のに、調味料、香辛料、野菜、つ
	<u>若しくは</u> 肉様の組織を有する植物	なぎ等を加え又は加えないで練り
	性たん白を加えたものに、調味料、	合せた後、円盤状等の形状に成形
	香辛料、野菜、つなぎ等を加え又	して急速凍結したものであつて、
	は加えないで練り合せた後、円盤	ハンバーガーの材料として加熱調
	状等の形状に成形して急速凍結し	理して使用されるものをいう(植
	たものであつて、ハンバーガーの	物性たん白の原材料に占める重量
	材料として加熱調理して使用され	の割合が、20%以下であり、かつ、
	るものをいう(植物性たん白の原	つなぎの原材料に占める重量の割
	材料に占める重量の割合が、20%	合が10%以下であるものに限
	以下であり、かつ、つなぎの原材	る。)。
	料に占める重量の割合が10%以下	
	であるものに限る。)。	
つなぎ	パン粉、小麦粉、でん粉、粉末状	パン粉、小麦粉、でん粉、粉末状
	植物性たん白、脱脂粉乳等で食肉	植物性たん白、脱脂粉乳等で食肉
	を <u>粗びきしたもの</u> 等に加えるもの	を <u>荒びきしたもの</u> 等に加えるもの
	をいう。	をいう。

2 規格の改正

- ・ 食品添加物以外の原材料及び食品添加物について、現在の使用実態及び必要性を踏まえ追加する (標準のみ)。
- ・ 賞味期限の表示の方法に6桁表示及び4桁表示の例を追加する。
- ・ 表示の方法について、加工食品品質表示基準の規定と同様に、わかりやすく一括して表示する場合には、別記様式以外による表示も可能とする。

第3条 (ハンバーガーパティの規格) 標準

区	分	改正案	現行
原	食品添加	次に掲げるもの以外のものを使用	次に掲げるもの以外のものを使用
材	物以外の	していないこと。	していないこと。
料	原材料	1 (略)	1 牛肉、豚肉及び家きん肉
		2 牛及び豚の脂肪層	
		<u>3</u> (略)	<u>2</u> 肉様の組織を有する植物性た
			ん白
			粒状植物性たん白及び繊維状
			植物性たん白
		<u>4</u> (略)	3 野菜等
			野菜、果実、きのこ類、種実
			及び海藻類
		<u>5</u> つなぎ	$\frac{4}{}$ oxi
		パン粉、小麦粉、でん粉、粉	パン粉、小麦粉、でん粉、粉
		末状植物性たん白、脱脂粉乳、	末状植物性たん白、脱脂粉乳、
		卵、乳たん白及び粗ゼラチン	<u> </u>
		<u>6</u> (略)	5 調味料
		- (mt)	上級の基準と同じ。
	A D)Z-hn	<u>7</u> (略)	<u>6</u> 香辛料
	食品添加	次に掲げるもの以外のものを使用	次に掲げるもの以外のものを使用
	物	していないこと。 1 調味料	していないこと。 1 調味料
		1	1 調味料 5 ' —イノシン酸二ナトリウ
		シン酸ニナトリウム <u>、5'一</u> グ	
		アニル酸二ナトリウム、グリシ	
		ン、L一グルタミン酸ナトリウ	<u> </u>
		ム、コハク酸二ナトリウム、5	
		· ーリボヌクレオチドニナトリ	
		ウム及びリン酸三ナトリウムの	
		 うち3種以下	
		<u>2</u> 結着補強剤	
		ピロリン酸二水素二ナトリウ	
		ム及びポリリン酸ナトリウム	
		<u>3</u> 乳化安定剂	

カゼインナトリウム

4 p H調整剤

クエン酸、酢酸ナトリウム、氷酢酸、フマル酸ーナトリウム及びDLーリンゴ酸のうち2種以下

- <u>5</u> 酸味料 乳酸
- 6 酸化防止剤L-アスコルビン酸及びミックストコフェロールのうち1種
- 7 着色料アナトー色素、カラメルI、ベニコウジ色素及びラック色素
- 8 香料
- 9 (略)
- 10 加工でん粉

アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプントリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピルでリン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプンのうち3種以下

2 香辛料抽出物

3 加工でん粉

アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプントリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピルだリン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン

3 測定方法の改正

- ・ 品温の測定方法について、バイメタル温度計を用いる方法から電気抵抗温度計を用いる方法に変更する。
- ・ 粗脂肪の測定方法について、分析妥当性が確認された方法を詳細に規定する。

ハンバーガーパティの日本農林規格

改

(適用の範囲)

第1条 (略)

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとお りとする。

正

案

用語	定義
ハンバーガーパティ	牛肉、豚肉若しくは家きん肉(以下「食肉」と総称する。)を <u>粗びきしたもの</u> 又はこれに <u>牛若しくは豚の脂肪層(その使用量が食肉の使用量を超えないものに限る。)若しくは</u> 肉様の組織を有する植物性たん白を加えたものに、調味料、香辛料、野菜、つなぎ等を加え又は加えないで練り合せた後、円盤状等の形状に成形して急速凍結したものであつて、ハンバーガーの材料として加熱調理して使用されるものをいう(植物性たん白の原材料に占める重量の割合が、20%以下であり、かつ、つなぎの原材料に占める重量の割合が10%以下であるものに限る。)。
つ な ぎ	パン粉、小麦粉、でん粉、粉末状植物性たん白、脱脂粉乳等で食肉を <u>粗び</u> きしたもの等に加えるものをいう。

(ハンバーガーパティの規格)

第3条 ハンバーガーパティの規格は、次のとおりとする。

区		分	基	準
			上級	標準
品	品	位	(野各)	(略)
質	品	温	(略)	(略)
	原	食品添加 物以外の 原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 (略)	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 (略)

ハンバーガーパティの日本農林規格

(適用の範囲)

第1条 この規格は、ハンバーガーパティに適用する。

現

(定義)

りとする。

行

用語	定義
ハンバーガーパテ イ	牛肉、豚肉若しくは家きん肉(以下「食肉」と総称する。)を <u>荒びきしたもの</u> 又はこれに肉様の組織を有する植物性たん白を加えたものに、調味料、香辛料、野菜、つなぎ等を加え又は加えないで練り合せた後、円盤状等の形状に成形して急速凍結したものであつて、ハンバーガーの材料として加熱調理して使用されるものをいう(植物性たん白の原材料に占める重量の割合が、20%以下であり、かつ、つなぎの原材料に占める重量の割合が10%以下であるものに限る。)。
つ な ぎ	パン粉、小麦粉、でん粉、粉末状植物性たん白、脱脂粉乳等で食肉を <u>荒び</u> きしたもの等に加えるものをいう。

(ハンバーガーパティの規格)

第3条 ハンバーガーパティの規格は、次のとおりとする。

区		分	基			準
			上	級	標	準
品	品	位	加熱調理したものの色沢、 性状が優良であること。	香味及び	加熱調理したもの 性状が良好である	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
質	品	温	-18℃以下であること。		同左	
	原	食品添加 物以外の 原材料	次に掲げるもの以外のもの ていないこと。 1 牛肉	を使用し	次に掲げるもの以 ていないこと。 1 牛肉、豚肉及	

料		2 調味料 砂糖類 (砂糖、糖みつ及び糖類 をいう。)、トマト加工品、食塩 、たん白加水分解物及び動植物の 抽出濃縮物並びにこれら以外のも のであつて原材料に占める重量の 割合が1%以下で調味料として使 用するもの 3 (略)	2 牛及び豚の脂肪層 3 肉様の組織を有する植物性たん白 白 粒状植物性たん白及び繊維状植物性たん白 4 野菜等 野菜、果実、きのこ類、種実及び海藻類 5 つなぎ パン粉、小麦粉、でん粉、粉末状植物性たん白、脱脂粉乳、卵、乳たん白及び粗ゼラチン 6 調味料 上級の基準と同じ。 7 香辛料			2 調味料 砂糖類、トマト加工品、食塩、 たん白加水分解物及び動植物の抽 出濃縮物並びにこれら以外のもの であつて原材料に占める重量の割 合が1%以下で調味料として使用 するもの 3 香辛料	2 肉様の組織を有する植物性たん白 白 粒状植物性たん白及び繊維状植物性たん白 3 野菜等 野菜、果実、きのこ類、種実及び海藻類 4 つなぎ、パン粉、小麦粉、でん粉、粉末状植物性たん白、脱脂粉乳、卵及び乳たん白 5 調味料 上級の基準と同じ。
	食品添加物	(略)	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 調味料 DLーアラニン、5'ーイノシン酸ニナトリウム、5'ーグアニル酸ニナトリウム、グリシン、Lーグルタミン酸ナトリウム、コハク酸ニナトリウム、5'ーリボヌクレオチドニナトリウム及びリン酸三ナトリウムのうち3種以下 2 結着補強剤 ピロリン酸ニ水素ニナトリウム及びポリリン酸ナトリウム 3 乳化安定剤 カゼインナトリウム 4 pH調整剤 クエン酸、酢酸ナトリウム及びのよびで		食品添加物	香辛料抽出物以外のものを使用していないこと。	

		DLーリンゴ酸のうち2種以下 5 酸味料 乳酸 6 酸化防止剤 Lーアスコルビン酸及びミッストコフェロールのうち1種 7 着色料 アナトー色素、カラメルI、ニコウジ色素及びラック色素 8 香料 9 香辛料抽出物 10 加工でん粉 アセチル化アジピン酸架橋デンン、アセチル化酸化デンプン、アセチル化酸化デンプン、酸化デンプン、性ドロキシプロピルドブン、ヒドロキシプロピルドリン、とドロキシプロピルドリン、機械デンプン、リン酸モノエスル化リン酸架橋デンプン及びリン酸架橋デンンのうち3種以下 化デンプン及びリン酸架橋デンンのうち3種以下
食肉	(略)	(略)
肉様の組織を 有する植物性 たん白	(略)	(昭各)
野 菜 等	(略)	(略)
	(略)	(略)
つなぎ		

				2 香辛料抽出物 3 加工でん粉 アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピルイリン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン
食		肉	牛肉の原材料に占める重量の割合が 、95%以上であること。	原材料に占める重量の割合が、75% 以上であること。
有	兼の組織 ける植物 い白		含まないこと。	原材料に占める重量の割合が、20% 以下であること。
野	菜	等	含まないこと。	原材料に占める重量の割合が、20% 以下であること。
つ	な	ぎ	含まないこと。	原材料に占める重量の割合が、5% 以下であること。
粗	脂	肪	製品に占める重量の割合が、28%以下であること。	同左

	厚		さ	(略)
	異		物	(略)
	内	容	量	(略)
表示	表	示 事	項	 次の事項を表示してあること。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 2 輸入品にあつては、1に規定するもののほか、原産国名を表示してあること。
	表注	示の方	;法	 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により原材料に占める重量の割合の多いものから順にそれぞれア及びイに規定するところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に次に定めるところにより記載すること。 (7) 「牛肉」、「牛脂肪」、「粒状植物性たん白」、「玉ねぎ」、「でん粉」、「食塩」、「砂糖」、「牛肉エキス」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもつて原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 (4) (略) (ウ) (略)

	厚		さ	5㎜以上のものであること。	同左
	異		物	混入していないこと。	
	内	容	量	表示重量に適合していること。	
表	一括	表示	事項	名称及び住所	ること。 品にあつては、輸入業者)の氏名又は るもののほか、原産国名を <u>一括して</u> 表
	表示	下 の ブ	方法	定する方法により行われているこ (1) 名称 「ハンバーガーパティ」と記 (2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びぞれ すること。 ア 食品添加物以外の原材料とこと。 ア 食品添加物以外の原材料とこめのいるとに変めると傾にであるとでで、「砂糖」、「砂糖」で、「砂糖」で、「砂糖」で、「砂糖」では、名称をもつに、「食塩」、「砂糖」では、名称をもつに、「中間に記載すること。 (4) 使用した食肉又はつなどでは、「中間にでいる。では、「中間にでいる。」の規定によめる重量のは、でいの規定に、対して、場合は、でいる。 (が) 使用した肉様の組織をすり、「は、一般の規定に、対して、は、での規定に、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、対して、は、は、対して、は、は、対して、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	載すること。 の区分により原材料に占める重量の割 ア及びイに規定するところにより記載 、原材料に占める重量の割合の多いも により記載すること。 たん白」、「玉ねぎ」、「でん粉」、 肉エキス」、「香辛料」等とその最も 料に占める重量の割合の多いものから が2種類以上である場合は、(⑦の規定は「つなぎ」の文字の次に、括弧を付 肉」、「でん粉、脱脂粉乳」等と原材 いものから順に記載すること。 する植物性たん白が2種類以上である らず、「粒状・繊維状植物性たん白」 たん白」と原材料に占める重量の割合

(3) (略)

(4) 賞味期限

賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。)を、次に定めるところにより記載すること。

- ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の 例のいずれかにより記載すること。
- (7) 平成22年3月29日
- (1) 22.3.29
- (†) 2010. 3. 29
- (I) 10.3.29
- (1) 220329
- (h) 100329
- イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次に定めるところにより記載すること。
- (ア) 次の例のいずれかにより記載すること。
 - a 平成22年3月
 - b 22.3
 - c 2010.3
 - d 10.3
 - e 2203
- f 1003
- (化) (略)
- (5) (略)
- 2 表示事項の項に規定する事項の表示は、<u>次に定めるところ</u>により、容 器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。
- (1) 表示は、別記様式により行うこと。ただし、表示事項を別記様式に よる表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限 りでない。
- (2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- (3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する16ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。

第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

(3) 内容量

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 賞味期限

賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であつても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。)を、次に定めるところにより記載すること。

- ア 製造から賞味期限までの期間が3月以内のものにあつては、次の 例のいずれかにより記載すること。
- (ア) 平成6年7月1日
- (1) 6.7.1
- (†) 1994. 7. 1
- (I) 94.7.1
- イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次 に定めるところにより記載すること。
 - (ア) 次の例のいずれかにより記載すること。
 - a 平成6年7月
 - b 6.7
 - c 1994.7
 - d 94.7
 - (イ) (f)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。
- (5) 保存方法

「-18℃以下で保存すること」等と記載すること。

2 <u>一括</u>表示事項の項に規定する事項の表示は、<u>別記様式</u>により、容器若 しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。

表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語
	(2) (略)

(測定方法)

第4条 前条の規格における品温、粗脂肪及び厚さの測定方法は、次のとおりとする。

事	項	測	定	方	法
	温	電気抵抗温度計を用い	て、試料の中心	部の温度を測定	する。
粗 脂	盲 肪	1 (略)			
		2 脂肪の抽出			
		(1) 抽出用フラスコ	は、定温乾燥器	(100℃に設定し	た場合の温度調節精
			もので、あらか	じめ100℃に設気	官しておいたもの。以
		下同じ。) で1時	間乾燥し、デシ	ケーターに入れ	て室温になるまで放冷
		した後ひよう量す	る操作を繰り返	し、恒量を測定	<u>する。</u>
		(2) 硫酸ナトリウム	15gを入れた円	筒ろ紙に調製し	た試料4gを正確に量
		<u>りとり、ガラス棒</u>	で硫酸ナトリウ	ムと試料を混合	し均一とする。ガラス
		棒を入れたまま円筒ろ紙に試料を覆うように脱脂綿を入れ、定温乾燥器で1時間乾燥し、デシケーターに入れて室温になるまで放冷する。 (3) (1)の抽出用フラスコにジエチルエーテル約150mlを入れ、(2)の円筒ろ			
			*****		、冷却管を付して、ジ
				速さで滴下する	ように恒温水槽の温度
		を調整して4時間			
					<u>、ジエチルエーテルを</u>
					乾燥し、デシケーター
		に入れて室温にな	<u>るまで放伶した</u>	後ひより重する	0
		3 計算	にしって司体上	7	
		粗脂肪含量は次式		- 0	() 抽山 岩の 抽 山
		·			(g) -抽出前の抽出
		 注1:試験に用いるガ		0////	<u> </u>
		-			
		規格に適合するもの又はこれと同等のものとする。 注2:恒温水槽の温度は約55℃を目安とする。			
		注3:試験に用いる試			担格に商合するものと
		する。	太15、日 十二大	/y に 日 マン 1 月 / JX 子 マン	

表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾す	
	用語 (2) その他内容物を誤認させるような文字、絵その他の表示	

(測定方法)

第4条 前条の規格における品温、粗脂肪及び厚さの測定方法は、次のとおりとする。

事	項	測	E 力	j	法
品	温	<u>バイメタル温度計</u> を用いて、診	大料の中心部の温	温度を測定する	
粗脂	肪	1 試料の調製	型の砂又は石綿を 00~102℃の乾燥 乗する。乾燥後の レエーテルを溶剤 テルを留去した後 ひよう量する核 でしまう。 一 × 100 ロの恒量(g)、	製器中で6時間 D試料をソック 耐として50~7 後、95~100℃ 操作を、恒量を Woは抽出前	引乾燥し、又は12 ウスレー型脂肪抽 0℃の水浴上で16 で30分間乾燥し と得るまで繰り返

厚さ(略)

別記様式(第3条関係)

名 称

原材料名

内 容 量

賞味期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

「削る。]

「削る。〕

- 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と記載することができる。
- 2 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
- <u>3</u> 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
- 4 輸入品にあつては3にかかわらず、「製造者」を「輸入者」とすること。
- 5 輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 6 この様式は、縦書きとすることができる。

厚 さ ダイアルシックネスゲージにより、試料の中心部及び周辺部の3カ所の厚さ を測定し、その平均値をもつて厚さとする。

別記様式(第3条関係)

名

原材料名

内 容 量

當味期限

保存方法

原産国名

製造者

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する16ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
- 3 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と記載することができる。
- 4 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
- <u>5</u> 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
- 6 輸入品にあつては5にかかわらず、「製造者」を「輸入者」とすること。
- 7 輸入品以外のものにあつては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 8 この様式は、縦書きとすることができる。

農林物資規格調查会部会議事次第

日時:平成21年11月4日(水)

13時30分~

場所:農林水産省第2特別会議室

- 1 開会
- 2 表示・規格課長挨拶
- 3 議題

第1部

日本農林規格の見直しについて

- ・ 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格
- ・枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格

第2部

- (1) 日本農林規格の見直しについて
 - ・ハンバーガーパティの日本農林規格
 - チルドハンバーグステーキの日本農林規格
 - ・チルドミートボールの日本農林規格
 - ・ 地鶏肉の日本農林規格
- (2) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 日本農林規格の見直しについて「枠組壁工法構造用製材」(案)
- 3 日本農林規格の見直しについて「枠組壁工法構造用たて継ぎ材」(案)
- 4 日本農林規格の見直しについて「ハンバーガーパティ」(案)
- 5 日本農林規格の見直しについて「チルドハンバーグステーキ」(案)
- 6 日本農林規格の見直しについて「チルドミートボール」(案)
- 7 日本農林規格の見直しについて「地鶏肉」(案)
- 8 IAS規格の制定・見直しの基準

参考資料

JAS規格改正等により改正等の必要が生じる品質表示基準の取扱イメージ (案)

農林物資規格調査会部会委員名簿

,	氏	名	役
0	阿久滑	異 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部教授
0	神谷	文夫	セイホク株式会社技師長
0	河合	誠	社団法人住宅生産団体連合会木質複合建築開発委員会委員長
0	山岸	ひろ子	日本生活協同組合連合会理事
0	山根	香織	主婦連合会会長
0	吉井	博	日本ツーバイフォーランバーJAS協議会副会長
0	井岡	智子	消費科学連合会
0	鴛海	四郎	財団法人日本住宅・木材技術センター試験研究所構造研究室長
			材料性能研究室長
0	蒲生	恵美	公募委員
0	河道前	前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員会委員長
0	黒田	尚宏	独立行政法人森林総合研究所加工技術研究領域長
0	河野	誠	日本ハンバーグ・ハンバーガー協会規格委員会委員
0	澤木	佐重子	社団法人全国消費生活相談員協会
0	田丸	せつ子	全国生活学校連絡協議会監事
0	辻 貴	責博	社団法人日本食鳥協会理事
0	友井	政利	全米林産物製紙協会技術顧問
0	中嶋	玲子	公募委員
0	仲田	恵利子	関西生活者連合会理事
0	西村	勝美	木構造振興株式会社専務取締役
0	麓	芝彦	カナダ林産業審議会日本副代表 (技術担当)
0	堀江	雅子	財団法人ベターホーム協会常務理事
0	蒔田	章	日本木材防腐工業組合技術委員会委員長
0	桃原	郁夫	独立行政法人森林総合研究所木材改質研究領域チーム長

(注) ◎:農林物資規格調査会委員

(五十音順、敬称略)

○:農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きに寄せられた意見・情報 (ハンバーガーパティの日本農林規格の一部改正案)

- 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要(募集期間: H21.11.25~H21.12.24)
 - (1) 受付件数 3件(業界団体2、製造業者1)
 - (2) 意見・情報 別紙のとおり
- 2. 事前意図公告によるコメント (募集期間: H21.11.19~H22.1.18)

受付件数 なし

ハンバーガーパティの日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた御意見・ 情報等に対する考え方について

御意見の概要

当省の考え方(案)

調味料、結着補強剤、pH調整剤、酸味料、酸化防止剤及び着色料について、使用可能な食品添加物を追加するのであれば、食品衛生法上使用が認められている食品添加物全てを追加してほしい。また、調味料、pH調整剤、酸化防止剤及び加工でん粉について、使用可能な物質の種類数の限定は設けないでほしい。

<理由>

使用できる食品添加物の数が改正前の日本農林規格と比べて、約20品目(香料を除く)と大幅に増加することになるが、一部の食品添加物を追加するだけの対応であれば、次回の規格見直しまでの間にも同程度又はそれ以上の必要な品目が生じるものと考えられ、JAS格付率の低下傾向に歯止めがかからなくなるものと考えられる。

カラメル色素については、以下の理由から、カラメルⅢ及びカラメルⅣも追加してほしい。

<理由>

(同様の意見1件)

- 1 現在、日本国内で一般に流通している カラメル I、カラメルⅢ、カラメルⅣが 網羅されるべき。
- 2 カラメル I は着色力が弱く、色調の幅が狭く、汎用性に乏しいので、消費者ニーズに対応した多様な製品を提供する観点から不可欠。
- 3 チルドハンバーグステーキ、チルドミートボールのJAS規格においては、カラメルⅢ、カラメルIVの使用も認められている。
- 4 ハンバーガーパティの原材料として使用される可能性のある植物性たん白、ウスターソース類及びしょうゆの IAS 規

食品添加物については、「食品添加物の使用を必要かつ最小限とする」(JAS 規格の制定・見直しの基準 I の3の(2)のア)との記述に基づき、個々の規格の見直しの際に検討を行っています。

本規格の見直しの検討に当たっては、食品添加物の使用を広く認めるべきとの意見と使用を制限すべきとの意見があった結果、案のとおりとなっており、今回は案のとおりとします。

しかしながら、今回の御意見を踏まえ、 御意見をいただいた方の御協力の下、J AS規格における食品添加物の取り扱い について、JAS調査会においてリスク コミュニケーションを行うこととしたい と思います。その上で、新たなJAS規 格又は既存のJAS規格の見直しが必要 な場合には、透明化されたJAS規格の 制定・改正等の手続きに従って検討して いくこととします。

カラメルⅢ及びカラメルⅣについては、 現在のところハンバーガーパティへの使 用実態がないため、案のとおりとしま す。 格ではカラメルⅢ及びカラメルⅣの使用が認められている。

- 5 食品添加物に関するコーデックス一般 規格において、食肉製品にカラメルⅢ及 びカラメルⅣの使用が認められている。
- 6 諸外国ではカラメルⅢ及びカラメルⅣ は多用されているため、海外での日本農 林規格適合品の生産に支障を来すことに なる。